

マイナンバーカードをつくってみませんか

公的な身分証明書として

顔写真付きの公的な身分証明書として、運転免許証などと同じく利用できます。



マイナンバーの提示が必要な時、カード1枚で

年金や税、福祉などの手続きでマイナンバーを求められた時、このカード1枚でOK。



住民票や印鑑証明などがコンビニで

全国の主要なコンビニで取得可能です。

〈栃木市で取得できる証明書一覧〉

- ①住民票の写し
- ②印鑑登録証明書
- ③税証明書 (住民税決定証明書、所得証明書)



申請方法

①郵送やネットで申請

通知カードについている交付申請書に、顔写真を貼って郵送するか、スマートフォン、パソコンなどからオンラインで申請します。

②約1ヶ月後、封書が届きます

市役所からご自宅に封書で「交付通知」をお送りします

③市役所の窓口で受け取り

必要なものを用意し、窓口へ。なりすまし防止のため、必ず本人のご来庁をお願いします

申請もいろいろなところから

注) 引っ越し等をした場合は、市役所で新しい申請書をお受け取り下さい。

注) 申請できない機種もあります。

問合せ先 **マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (無料)** 平日/9:30~20:00 土日祝/9:30~17:30 (12月29日~1月3日を除く) ※カード利用の停止は無休 マイナンバー検索

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合せ先
○弁護士相談 (事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言)	2月9日(金)、23日(金) 3月9日(金)、23日(金) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
	3月15日(木) 10時~12時	大平隣保館 2階相談室 / ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	2月19日(月) 10時~12時	藤岡公民館 1階 研修室 / 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	2月27日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館 2階 会議室 / 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	3月27日(火) 10時~12時	西方総合支所 1階 会議室 / 西方市民生活課 ☎(92)0308
○法律相談 (事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	2月15日(木) 10時~12時	岩舟総合支所 1階 相談室 / 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
○法律相談 (事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	2月6日(火)、20日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 / 社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294
○宅地建物相談 (事前に要予約) (土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談)	2月16日(金) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
○市民相談 (日常生活の問題など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
○消費生活相談 (商品やサービスなど消費生活全般の相談)	月~金曜日 9時~16時	入舟庁舎 / 消費生活センター ☎(23)8899
○合同相談 (行政相談・人権相談) ※移動県民相談も同時開設	2月13日(火)、27日(火) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
	3月15日(木) 10時~12時	大平総合支所 1階 相談室 / 大平市民生活課 ☎(43)9211
	2月14日(水) ※ 10時~12時	藤岡公民館 1階 研修室 / 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
○人権相談	2月27日(火) 10時~12時	都賀総合支所 1階 相談室 / 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	3月27日(火) 13時30分~15時30分	西方総合支所 1階 会議室 / 西方市民生活課 ☎(92)0308
	2月15日(木) ※ 13時30分~15時30分	岩舟総合支所 1階 相談室 / 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
○いじめ相談電話	月~金曜日 9時~17時 ※土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター ☎(24)2444 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
○青少年相談 (非行問題・不登校など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎 / 青少年育成センター ☎(23)6566 FAX(21)2690
○家庭児童相談 (0~17歳の子どもの家族)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎 / 家庭児童相談室 (子育て支援課内) ☎(21)2227
○ドメスティック・バイオレンス相談 (配偶者等からの暴力)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎 / 子育て支援課 ☎(21)2229
○障がい児者相談 (福祉サービスの利用・障がい者を理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止に関する相談)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 / 障がい児者相談支援センター (障がい福祉課内) ☎(21)2235、(21)2236、(21)2208 FAX(21)2682
○就労支援相談 (事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時~21時 第1・3土曜日17時~21時 (*祝日を除く)	栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113
	第2・4月曜日13時~21時 第1・3土曜日13時~16時 (*祝日を除く)	大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191

Happy 子育て 63

「子どもを見守りましょう」

「親」という字はね、木の上に立って、子どもの帰りを待てるように書く。これは、テレビドラマ『3年B組金八先生』の中に出てきた、「親」という字の成り立ちについて述べた言葉です。これが本当かどうかはともかくとして、「親」という漢字を分解して「親は子どもを見守る」と表現したのは、なかなか言い得て妙であると思います。

どの親も我が子の成長・自立を願い、子どもの姿を見ているのですが、その見方には、「見守る」と「見張る」の2通りがあるそうです。

私たちは、生まれた子どもがはうようになると「はえは立て立てば歩め」と、子どもがチャレンジャーしている姿を見て励まし、失敗をもほめ、次のチャレンジを促しています。このように、子どもの可能性を信じ、どのような結果になっても大丈夫と大きく構え、子どもが安心してチャレンジできるような目と心を配ることが「見守る」ことです。

一方、「子どもが困らないように」や「子どもが失敗しないように」という親心が強くなり過ぎると、子どもがチャレンジャーしている姿を見ていられず(見たくなく)、先回りして口や手を出したり、「面倒なことになるのでは?」「恥をかかされるのでは?」などといった親自身の不安をなくすことを優先し、子どものチャレンジを制限・禁止したりと、子どもの成長の芽を摘んでしまうことがあります。このように、子どもの可能性ではなく、親の思い通りに子どもが行動しているか否かを確認することが「見張る」ことです。

子どもの意欲と行動する力をさらに伸ばすため、親は、子どもを信頼し目と心を配りながら、「見張る」のではなく「見守る」ようにしていきましょう。

生涯学習課 ☎(21)2490

くらしの窓

携帯電話やスマートフォンに届く架空請求メールに注意

携帯電話やスマートフォンに、有名企業の名を語ったショートメッセージを送り、お金をだまし取るというケースが最近増えています。大手通信販売業者などの名前で、「有料動画の未納料金が発生している」などと語り「本日中にご連絡無き場合、法的手続きに移行します。」といった内容で不安をおおきくする手口です。

【事例】携帯電話に「未納料金が発生します。至急連絡してください。○○○○○○○○○○に本日中に連絡がない場合は民事裁判に移行します」というショートメッセージが届いた。驚いて電話連絡すると、大手通信販売業者のプリペイドカードをコンビニで2万円分購入しカードの後ろに記載された番号を教えるよう言われた。

この事例と同じような相談が、全国の消費生活センターに多数寄せられています。

覚えのない請求に応じる必要はありません。特に「民事裁判をする」や「差押えを行う」といった文言には、冷静に対応して下さい。ショートメッセージに記載された電話番号に連絡をしよう前に、消費生活センターに相談してください。また、実際にトラブルにあつてしまった場合は、**早急に消費生活センターに相談**をお願いします。

この他にも、有名企業の名前を利用した同様のトラブルが多発しています。ショートメッセージや電子メール、はがきなどを利用した身に覚えのない料金の請求には、十分注意しましょう。

消費生活センター (入舟庁舎内) ☎(23)8899